○厚生労働省告示第百五十五号

雇用保険法施行規則 (昭和五十年労働省令第三号) 第百十二条第二項第一号イ2の規定に基づき、 雇用保

険法施行規則第百十二条第二項第一号イ2の厚生労働大臣が指定する地域 (平成十九年厚生労働省告示第二

令和六年四月一日から適用する。

ただし、

同年三月三十一日

百七十三号)

の一部を次の表のように改正し、

以前に同号ロに規定する計画を都道府県労働局長に提出 した同号イ2の事業主に対するこの告示による改正

前 の雇用 保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ2の厚生労働大臣が指定する地域の適用については、 な

お従前の例による。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

何	5
紛	
音	
ケ	
1	
랫	
\mathbf{I}	
音	
5	j
_	_

	改正後		改正前
令和六年四	月一日から令和七年三月三十一日までの間の雇	令和五年四	月一日から令和六年三月三十一日までの間
行規	百十二条第二項第一号イ②の厚生労働大臣が指定す	行規	百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大
地域は、次の	表の上欄に掲げる都道府県の区域のうち同表の	域は、次	表の上欄に掲げる都道府県の区域のうち同
掲げる区域と	とする。	掲げる区域とす	しする。
都道府県	区域	都道府県	区域
(略)		(略)	
(削る)		栃木県	塩谷郡塩谷町
群馬県	桐生市(旧勢多郡黒保根村の区域に限る。) み	(新設)	
	どり市(旧勢多郡東村の区域に限る。)		
(略)		(略)	
千葉県	香取市(旧香取郡山田町の区域に限る。) いす	千葉県	市(旧香取郡山田町の区域に限る。) い
	み市(旧夷隅郡夷隅町の区域に限る。) 長生郡		み市(旧夷隅郡夷隅町の区域に限る。) 山武郡
	長南町 夷隅郡大多喜町		九里町 長生郡長南町 夷隅郡大多喜
(略)		(略)	
石川県	(略)	石川県	(略)
山梨県	域に限る。) 甲州市 西八代郡市川三郷町 南山 山梨市(旧東山梨郡牧丘町及び旧同郡三富村の区	(新設)	
) 同郡早川町 同郡身延町 同郡南部摩郡富士川町(旧南巨摩郡鰍沢町の区域		
静岡県	。) 榛原	静岡県	熱海市(初島の区域に限る。)
(略)		(略)	
京都府	村 船井郡京丹波町 同郡和東町 同郡南山城 南丹市 相楽郡笠置町 同郡和東町 同郡南山城	京都府	南丹市 船井郡京丹波町
(略)		(略)	
兵庫県	郡左刑叮つの市(旧揖保郡新宮町の区域に限る。) 佐用のの市(旧揖保郡新宮町の区域に限る。) 佐用南あわじ市(沼島の区域に限る。) 宍粟市 た	兵庫県	南あわじ市(沼島の区域に限る。)

(削る)		鹿児島県	大分県	(略) 高知県	(略) 島根県	和歌良県
	郡中種子町 同郡南種子町 同郡屋久島町出水郡長島町(獅子島の区域に限る。) 熊毛いちき串木野市 鹿児島郡三島村 同郡十島村。) 日置市(旧日置郡日吉町の区域に限る。)川内市(上甑島、中甑島及び下甑島の区域に限る	出水市(桂島の区域に限る。) 西之表市 薩摩。) 島の区域に限る。) 串間市(築島の区域に限るを通向の区域に限る。) 日南市(大延岡市(島野浦島の区域に限る。) 日南市(大	限る。) 津久見市(地無垢島及び保戸島の区る。) 津久見市(地無垢島及び保戸島の区域	大月町 同郡三原村 同郡黒潮町 一	磐梨郡赤坂町の区域に限る。) 和気郡和気町備前市 赤磐市(旧赤坂郡吉井町及び旧赤坂郡・(略)	桃山町の区域に限る。) 海草郡紀美野町川市(旧那賀郡粉河町、旧同郡那賀町及び旧同郡海南市(旧海草郡下津町の区域に限る。) 紀の町 同郡明日香村 吉野郡東吉野村
沖縄県		鹿 宮崎県	大分県	(略) 用	(略) 島根県	和 奈良 県
同郡南大東村 同郡座間味村 同郡渡名喜村	郡南種子町 同郡屋久島町(獅子島の区域に限る。) 熊毛) 鹿児島郡三島村 同郡十島村内市(上甑島、中甑島及び下甑島	に限る。) 西区域に限る。)) 杵築市 国東市 東国東郡姫島村津久見市(地無垢島及び保戸島の区(大入島、大島、尾形島及び深島の区域	河郡いの町 一	(略)	同郡桃山町の区域に限る。)紀の川市(旧那賀郡粉河町、旧同郡那賀町及び旧紀の川市(旧那賀郡粉河町、旧同郡那賀町及び旧高市郡高取町 同郡明日香村